

「パークゴルフ場管理運営委託業務」公募型プロポーザル実施要領

大河原町スポーツまちづくり推進課

1. 目的

本町では、白石川右岸河川敷を「おおがわら千本桜スポーツパーク」として都市公園に位置づけ、マウンテンバイクコースや芝生広場、パークゴルフ場などを整備している。この要領は、パークゴルフ場の管理運営に係る業務委託について、公募型プロポーザル方式により、各提案事業者の業務遂行に関しての知見、技術、実績等を審査し、選定作業を行うための必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

パークゴルフ場管理運営委託業務

(2) 業務内容

「パークゴルフ場管理運営委託業務 仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり

3. 担当窓口

担当課・担当者 スポーツまちづくり推進課 課長補佐 佐藤 義則

住所 989-1295 宮城県柴田郡大河原町字新南 19 番地 大河原町役場 2 階

電話 0224-87-8040

FAX 0224-53-3818

メール spomachi@town.ogawara.miyagi.jp

4. 履行期間

契約日の翌日から令和6年3月31日までとする。

5. 提案上限額

上限額 15,086,500 円（消費税及び地方消費税を含む）

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

6. プロポーザルの実施スケジュール

本プロポーザルの審査は、一次審査（提出書類による選考）と二次審査（プレゼンテーション、ヒアリングによる選考）の二段階において実施する。

各実施日については、本町の事務上の都合により変更できるものとする。

項目		日時
①	公告（公募開始）、ホームページ掲載	令和5年4月24日
②	現地説明会	令和5年5月11日 14時
③	質問の受付期限	令和5年5月15日 17時
④	質問に対する回答の公表	令和5年5月17日 17時
⑤	参加申込書提出期限	令和5年5月22日 17時
⑥	一次審査結果通知	令和5年5月26日
⑦	企画提案書提出期限	令和5年6月8日 17時
⑧	審査（プレゼンテーション）	令和5年6月15日
⑨	優先交渉権者決定・審査結果通知	令和5年6月20日

7. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 令和5年度・令和6年度大河原町入札参加資格者名簿（登録部門「物品・役務」）に登載されている者であること。
- (2) 次の各号に該当していないものであること。
 - ① 参加申込書提出の日から契約締結までの間において、大河原町建設工事入札参加登録業者等指名停止要領（平成27年7月28日訓令第7号）に基づく指名停止中のもの。
 - ② 大河原町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年10月24日告示第80号）に該当するもの。
 - ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当するもの。
 - ④ 手形交換所による取引停止を受けてから2年間を経過しない者又は前6ヶ月以内に手形もしくは小切手の不渡りを出したもの。
 - ⑤ 会社更生法の規定により、更生手続開始の申し立てをしているもの。
 - ⑥ 民事再生法の規定により、再生手続開始の申し立てをいっているもの。
- (3) 租税を完納していること。
- (4) 当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有している事業所であること。
- (5) 当該業務に関する知見及び実績を有し、かつ、事業の達成及び事業計画の遂行に必要な組織、人員を有している事業者であること。
- (6) 宮城県内に本社または支店営業所等を有すること。
- (7) 当該業務に類似する業務の契約実績があり、国や自治体等におけるパークゴルフ場やゴルフ場、サッカー場、陸上競技場、野球場等の天然芝管理の請負実績を有すること。

- (8) 令和5年5月11日の現地説明会に参加すること。
- (9) 契約の履行の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。主要な部分以外の第三者への委託に関しては、書面により発注者の承諾を得るものとする。

8. 現地説明会

- (1) 実施日時：令和5年5月11日14時
- (2) 実施場所：パークゴルフ場 管理棟
- (3) 申込期限：令和5年5月10日17時
- (4) 申込書類：現地説明会参加申込書（様式第1号）
- (5) 申込方法：電子メールにて送付のこと。
なお、件名は「パークゴルフ場管理運営委託業務 現地説明会申込（事業者名）」とすること。
- (6) 提出先：メールアドレス spomachi@town.ogawara.miyagi.jp
※メール送信後、電話にて送信した旨、担当者へ連絡すること。

9. 質問書の提出及び回答

- (1) 質問書の提出
 - ① 提出期限：令和5年5月15日17時
 - ② 提出書類：質問書（様式第7号）
 - ③ 提出方法：電子メールにて送付のこと。
なお、件名は「パークゴルフ場管理運営委託業務 問い合わせ（事業者名）」とすること。
 - ④ 提出先：メールアドレス spomachi@town.ogawara.miyagi.jp
- (2) 質問への回答方法
質問の回答は、各者からの質問事項を全て取りまとめ、令和5年5月17日17時に本町のホームページに掲載する。
提出期限を過ぎた質問については回答しない。

10. 参加意思確認方法（一次審査を兼ねる）

「7 参加資格要件」を満たし、本業務の公募型プロポーザルに参加する場合は、次の必要書類を提出するものとする。

- (1) 提出書類
 - ① 参加申込書（様式第2号）
 - ② 会社概要書（様式第3号）
 - ③ 会社業務実績調書（様式第4号）

- ④ 業務実施体制（様式第 5 号）
- ⑤ 納税証明書の写し（未納がないことが確認できるもの）
- (2) 提出部数
各 1 部
- (3) 提出方法
持参又は郵送により提出すること。提出期限までに必着とすること。また、到着の有無について、提出先へ確認すること。
なお、持参の場合は受領時窓口にて、郵送の場合は送達時 F A X にて、提出書類受領確認書を発行する。
- (4) 提出期限
令和 5 年 5 月 18 日から令和 5 年 5 月 22 日 17 時までとする。
※持参する場合は、平日の 8 時 30 分から 17 時までとする。
- (5) 提出先
住所 989-1295 宮城県柴田郡大河原町字新南 19 番地 大河原町役場 2 階
担当課・担当者 スポーツまちづくり推進課 課長補佐 佐藤 義則
電話 0224-87-8040
FAX 0224-53-3818
メール spomachi@town.ogawara.miyagi.jp
- (6) 参加資格確認結果（一次審査を兼ねる）
提出された書類等について、事務局で参加資格を審査し、資格適合者には令和 5 年 5 月 26 日に、一次審査結果通知書により、プレゼンテーションの参加を要請する旨を電子メールで通知する。
なお、参加希望者が 5 者を超える場合は、一次審査を行う。一次審査は、実施要領に基づいて本プロポーザルに参加する場合に提出された書類について審査委員会が別表審査基準表に基づき公平かつ客観的に審査を行い、上位 5 者以内を一次通過者とする。
- (7) 提案の辞退
参加申込書を提出後に、本プロポーザルを辞退する場合は、「辞退届」（様式第 6 号）をスポーツまちづくり推進課に提出すること。

11. 企画提案書等の提出

参加資格審査の結果、一次審査結果通知書において、プレゼンテーションの参加を要請する旨の通知を受けた事業者は、以下の方法によって書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和 5 年 5 月 29 日から令和 5 年 6 月 8 日 17 時までとする。
- (2) 提出方法 郵送または持参
※持参する場合は、平日の 8 時 30 分から 17 時までとする。

(3) 提出書類及び部数

提出書類	内容・留意事項	提出部数
1. 企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・目次を記載すること ・8ページ以内（表紙・目次を除く）とすること。 ・A4判（様式自由・両面・カラー可）とすること。 ・次の①～③の項目順で、項目別に項目名を明記の上内容を記載すること。 ・専門用語を多用せず平易な表現とし、図表等で簡潔明瞭に記載すること。 ① 施設管理業務について <ul style="list-style-type: none"> ・類似業務の実績について ・人員配置について ・芝の維持管理内容について（芝刈りの頻度等） ・隣接堤防法面の除草作業について ・独自の取り組み、工夫について ② 受付業務について <ul style="list-style-type: none"> ・人員配置について ・業務内容について ・独自の取り組み、工夫について ③ 独自事業について <ul style="list-style-type: none"> ・事業提案について ・その他 	10部
2. 参考見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・「1. 企画提案書」に沿った参考見積書とする。様式は任意とする。 	10部

12. 審査

パークゴルフ場管理運営委託業務の選定は、「パークゴルフ場管理運営委託業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という）により行う。選定に係る事務局はスポーツまちづくり推進課が当たる。

本プロポーザルは、「別表 審査基準表」に基づき審査委員会で審査を行い、審査委員の評価点の合計得点の最上位の事業者を優先交渉権者とし、次に得点が高かった

事業者を次点交渉権者とする。

また、参加希望者が5者を超える場合は、書類審査による一次審査を行った後、プレゼンテーション及びヒアリング等による二次審査を行う。参加希望者が5者を超えない場合は一次審査は行わず、二次審査の中で書類審査も含めて行う。

(1) 一次審査（書類審査）

一次審査は参加希望者が5者を超える場合のみ行う。一次審査は、実施要領に基づいて本プロポーザルに参加する場合に提出された書類について審査委員会が別表審査基準表に基づき公平かつ客観的に審査を行い、上位5者以内を一次審査通過者とする。

一次審査の結果については、令和5年5月26日に「一次審査結果通知書」を参加事業者電子メールで送付する。「一次審査結果通知書」では、事業者名、採点結果を記載し、一次審査通過者となった事業者には、その旨も通知する。

(2) 二次審査：プレゼンテーション、ヒアリング、価格提案見積書審査

一次審査通過者を対象にプレゼンテーション、ヒアリング（質疑応答）を実施し、審査委員会が別表審査基準表に基づき公平かつ客観的に審査を行い、評点を算出する。

なお、二次審査においては、パワーポイントの使用を認める。

① 実施日

令和5年6月15日（※時間・場所等の詳細は後日連絡）

② 使用機材

プレゼンテーションに必要な資機材は、提案者で用意すること。

③ 時間配分

企画提案書の概略説明（プレゼンテーション）及び審査委員によるヒアリング（質疑応答）を合わせて40分間（説明20分、質疑20分）を予定している。

④ 優先交渉権者の決定

「別表 審査基準」に基づいて二次審査を行い、最も高い合計点数の者を優先交渉権者とする。結果通知は、令和5年6月20日付けで書面及び電子メールにて通知する。

企画提案書を提出した参加事業者が1者の場合であっても審査委員が審査し、合計点数が70点以上の場合に優先交渉権者とする。

⑤ その他

ア プレゼンテーションの実施順序は、参加申込書を提出した順とする。

イ 審査における説明は、3名以内とする。当日は、受付にて審査に参加するものの全員の身元確認を行うため、本人確認できる身分証明書及び提案事業者の社員証を携行すること。プレゼンテーションは、原則として本業務を主に担

当として携わる予定の者が行うこと。

ウ 最高得点者が複数の場合は、「別表 審査基準表」のNO. 2・3・4の合計点数の高い提案者を優先交渉権者とする。

エ 審査は、非公開とする。

オ 審査結果に対する異議申し立ては、一切受け付けない。

(3) 評価

項目と配点については、「別表 審査基準表」のとおりとする。

別表 審査基準表

NO	評価項目	評価の視点	配点
1	参加者の業務実績	本業務を遂行可能の判断できる十分な実績を有しているか。	15
2	施設管理業務	業務を円滑に遂行できる内容となっているか。 ・類似業務の実績について ・人員配置について ・芝の維持管理内容について（芝刈りの頻度など） ・隣接堤防法面の除草作業について ・独自の取り組み、工夫について	30
3	受付業務	業務を円滑に遂行できる内容となっているか。 ・人員配置について ・業務内容について ・独自の取り組み、工夫について	10
4	独自事業	競技人口の増加に繋がる内容となっているか。 自社の特徴を生かした内容となっているか。 ・事業提案について ・その他	25
5	参考見積額	参考見積額	20
合計			100